

安曇野市内部統制に関する基本方針

1 目指すべき姿

少子高齢化・人口減少社会において、限られた人員で市民からの複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し、信頼を確保していくためには、事務の適正化を図っていくことがより一層重要になります。

長自らが、本来の行政目的の達成を阻害する事務上のリスクを識別及び分類し、監視を行うことで、不適切な事務処理の発生を未然に防止する仕組みづくりの推進及び事務の適正化を図り、市民からの負託に応えるとともに、職員にとっても安心して働くことのできる環境の整備の実現を目指します。

2 内部統制の目的

内部統制体制の整備及び運用に当たっては、行政目的の達成を阻害する事務上の様々なリスクのうち、内部統制の対象とするリスクを的確に把握することが重要であることから、本市では、各部局において共通してリスクの発生が起こり得る「支払遅延」、財務に関する事務ではないものの、発生すると職員間の不和が生じ、業務に多大な影響を生じさせる可能性のある「ハラスメント」の発生を防ぐ取組及び過去に発生した不祥事の再発に繋がる事案を重点リスクとして選定し、それに付随すると考えられる事務処理を最低限評価すべき業務と位置付け、以下の方針により具体的に取り組みます。

(1) 業務に関わる法令等の遵守

職員が根拠法令等を理解・遵守して適正に業務を執行する体制の確保を図ります。

(2) 業務の効率的かつ効果的な遂行

事務事業の合理化を図り、業務プロセスを明確化するために業務手順書等の整備を進めることで、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

(3) 財務報告等の信頼性の確保

会計事務などの財務に関する業務プロセスにおいては、リスクを的確に把握するとともに、法令、条例等、ルール of 適正な運用を図ることにより、財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上に努めます。

(4) 資産の保全

本市が保有する有形資産に加え、知的財産、住民に関する情報などの無形資産を含めた資産の取得、使用及び処分における手続のルール化を図り、市民の財産である公有財産の適正な管理と利活用を推進します。

3 内部統制の対象

(1) 対象事務は、財務に関する事務を前提とする中で、過去の不祥事及び再発防止に

関する取組及びハラスメントの防止に関する取組とします。

(2) 対象とする範囲

市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

4 実施体制

次の体制により実施します。

(1) 全庁的な会議

取組について、全庁的な認識を共有し、評価及び指導等を実施する内部統制推進委員会を設置します。

(2) 取組を推進及び評価する担当

本基本方針に基づき、体制の整備及び制度の運用を全庁的に推進する役割を担うとともに、長のリーダーシップが適切に取組に反映され、内部統制の整備及び運用が形骸化しないよう、適切な権限を有する担当を定めます。

また、第三者的な視点からモニタリングを行うことで、体制の整備状況及び制度の運用状況について独立的評価を行うとともに、評価報告書を作成する役割を担います。

(3) 各部局における取組

各部局は、所管する事務に係るリスクへの対応策を整備するとともに、それらに不備がないか自己評価を行います。

5 監査委員との連携

評価項目や評価方法等の検討に当たり、必要に応じて監査委員への情報提供や意見交換等を行うことで、より効果的な内部統制の整備及び運用につなげていきます。

6 方針の見直し

市政を取り巻く状況の変化、内部統制体制の整備状況及び運用状況、内部統制評価報告書並びに監査委員からの指摘等を踏まえ、必要に応じて、内部統制に関する方針の見直しについて検討を行います。

本基本方針は、地方自治法第150条第2項に規定する内部統制に関し、財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針として策定するものです。

令和6年4月1日

安曇野市長 太田 寛